

## 社外役員の独立性に関する基準

当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するためには、社外取締役及び社外監査役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考え、当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

当社は、当該基準を株主総会における社外役員（候補者）の選任基準とする。

なお、独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

### 記

1. 現在及び過去において当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）でないこと。
2. 当社の大株主（注2）でないこと。
3. 現在を含む過去10年間において、次のいずれにも該当していないこと。
  - （1）当社グループを主要な取引先とする者（注3）又はその業務執行者
  - （2）当社グループの主要な取引先である者（注4）又はその業務執行者
  - （3）当社グループの主要な借入先（注5）
  - （4）当社グループが大口出資者（注6）となっている者の業務執行者
  - （5）当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
  - （6）当社グループから役員報酬以外に多額（注7）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
  - （7）当社グループから多額（注7）の寄付を受けている者又はその業務執行者
  - （8）社外役員の相互就任関係（注8）となる他の会社の業務執行者
4. その者の近親者（注9）が上記1～3までのいずれにも該当していないこと
5. 上記の定めにかかわらず、その他、当社グループと利益相反関係が生じ得る特段の事情を有していないこと。

以上

---

（注1）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

（注2）「大株主」とは、自己又は他人の名義をもつ直接又は間接に議決権の10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

（注3）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループとの取引額が、その者の年間連結売上高の2%以上の場合をいう。

（注4）「当社グループの主要な取引先である者」とは、その者との取引額が、当社の年間連結売上高の2%以上の場合をいう。

(注5)「主要な借入先」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関をいう。

(注6)「大口出資者」とは、当社グループが議決権の10%以上の株式を直接又は間接に保有している者をいう。

(注7)「多額」とは、個人の場合は、1事業年度において1000万円以上、団体の場合は、当該団体の年間売上高若しくは総収入金額の2%又は1000万円のいずれか高い金額以上の場合をいう。

(注8)「相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(注9)「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

## 附則

1. この基準は、2014年12月16日以後開催される株主総会において社外役員候補者となる者から適用する。

株式会社セプテーニ・ホールディングス